

憲法に関する主な論点（論点表）

第五章 内閣

○ 主な論点とその関係条文

区分	関係する 条文	改憲の必要性等 論点		A 明文改憲が必要	B 明文改憲までは必要ない が、立法措置（立法による補 充）が必要	C いずれも必要ない
1	65条 66条 67条 72条 73条	首相の地位	内閣総理大臣の リーダーシップ の強化	A1 行政権の主体を「内閣 総理大臣」にすべき。 A2 衆議院の解散等を内閣 総理大臣の専権事項とすべ き。 A3 行政各部の指揮監督・ 総合調整権を内閣総理大臣 単独の権限として明記すべ き。	<ul style="list-style-type: none"> 現行憲法の枠内における立法 措置。 (内閣総理大臣の指揮監督 権の制限(内閣法6条)を 改正すべき) 	C1 運用の改善を図るべき (閣議の全会一致の決定方式 の見直し) C2 内閣総理大臣個人では なく、内閣全体の機能を強化 すべき。
			首相公選制	<ul style="list-style-type: none"> 導入すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 現行憲法の枠内で実質的な首 相公選制度を導入すべき。
2	68条	国務大臣の任命		<ul style="list-style-type: none"> 国務大臣はすべて国会議員 (衆議院議員)の中から選 ぶこととすべき。 		C1 参議院議員等は入閣し ない運用を確立すべき。 C2 現状のままでよい。
	69条	内閣不信任決議と衆 議院の解散		<ul style="list-style-type: none"> 69条以外の場合を含めて、 衆議院解散の決定権の所在 を明文化すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 現状のままでよい。 (7条解散の決定権の根拠を、「内 閣の助言と承認」に求める。)
	70条 71条	内閣総理大臣が欠け たとき等の臨時代理		<ul style="list-style-type: none"> 内閣総理大臣が欠けたとき 等の職務の臨時代理につい て規定を整備すべき。 		<ul style="list-style-type: none"> 現状のままでよい。 (内閣法の規定で足りる。)
3	—	国会の行政監視機能 の強化		A1 国会に行政監視のため の附属機関を設置(行政監 視院、会計検査院など) A2 議院の国政調査権は議 員の権能とすべき(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 少数会派による国政調査権の 発動を可能にし、行政監視機 能を充実すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 運用の改善を図るべき。 ①委員会審議を充実すべき。 ②議院の法制局・調査局の機能 強化を図るべき。
		(オンブズマン制 度等の導入)		<ul style="list-style-type: none"> 導入すべき(根拠規定を憲 法に明記すべき)。 		
〈上記以外の条文に係る論点〉						
	条文	条文の内容		主な論点		
	74条	法律・政令の署名		主任の大臣に係る規定と内閣総理大臣の権限		
	75条	国務大臣訴追の制約		国務大臣と司法権等との関係		